【公表予定】
資　料　10

# 特許出願非公開制度の概要

# 経済安全保障推進法の概要（１／２）
## （経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律）

### 法律の趣旨

国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、安全保障を確保するためには、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることに鑑み、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するため、基本方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として、所要の制度を創設する。

### 法律の概要

**１．基本方針の策定 等（第１章）**

・経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本方針を策定。
・規制措置は、経済活動に与える影響を考慮し、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度において行わなければならない。

**２．重要物資の安定的な供給の確保に関する制度（第２章）**

国民の生存や、国民生活・経済活動に甚大な影響のある物資の安定供給の確保を図るため、特定重要物資の指定、民間事業者の計画の認定・支援措置、特別の対策としての政府による取組 等を措置。

| 特定重要物資の指定 | 事業者の計画認定・支援措置 | 政府による取組 | その他 |
|---|---|---|---|
| ・国民の生存に必要不可欠又は国民生活・経済活動が依拠している物資で、安定供給確保が特に必要な物資を指定 | ・民間事業者は、特定重要物資等の供給確保計画を作成し、所管大臣が認定<br>・認定事業者に対し、安定供給確保支援法人等による助成やツーステップローン等の支援 | ・特別の対策を講ずる必要がある場合に、所管大臣による備蓄等の必要な措置 | ・所管大臣による事業者への調査 |

**３．基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度（第３章）**

基幹インフラの重要設備が我が国の外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、重要設備の導入・維持管理等の委託の事前審査、勧告・命令 等を措置。

| 審査対象 | 事前届出・審査 | 勧告・命令 |
|---|---|---|
| ・対象事業：法律で対象事業の外縁（例：電気事業）を示した上で、政令で絞り込み<br>・対象事業者：対象事業を行う者のうち、主務省令で定める基準に該当する者を指定 | ・重要設備の導入・維持管理等の委託に関する計画書の事前届出<br>・事前審査期間：原則30日（場合により、短縮・延長が可能） | ・審査の結果に基づき、妨害行為を防止するため必要な措置（重要設備の導入・維持管理等の内容の変更・中止等）を勧告・命令 |

# 経済安全保障推進法の概要（２／２）
## （経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律）

### 法律の概要（続き）

**４．先端的な重要技術の開発支援に関する制度（第４章）**

先端的な重要技術の研究開発の促進とその成果の適切な活用のため、資金支援、官民伴走支援のための協議会設置、調査研究業務の委託（シンクタンク） 等を措置。

**国による支援**
- 重要技術の研究開発等に対する必要な情報提供・資金支援等

**官民パートナーシップ（協議会）**
- 個別プロジェクトごとに、研究代表者の同意を得て設置
- 構成員：関係行政機関の長、研究代表者/従事者 等
- 相互了解の下で共有される機微情報は構成員に守秘義務

**調査研究業務の委託（シンクタンク）**
- 重要技術の調査研究を一定の能力を有する者に委託、守秘義務を求める

**５．特許出願の非公開に関する制度（第５章）**

安全保障上機微な発明の特許出願につき、公開や流出を防止するとともに、安全保障を損なわずに特許法上の権利を得られるようにするため、保全指定をして公開を留保する仕組みや、外国出願禁止 等を措置。

**技術分野等によるスクリーニング（第一次審査）**
- 特許庁は、特定技術分野に属する発明の特許出願を内閣府に送付

**保全審査（第二次審査）**
①国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれの程度
②発明を非公開とした場合に産業の発達に及ぼす影響 等 を考慮

**保全指定**
- 指定の効果：出願の取下げ禁止、実施の許可制、開示の禁止、情報の適正管理 等

**外国出願禁止**

**補償**

### 施行期日

・**公布（令和４年５月18日）後６月以内～２年以内　※段階的に施行**

# 特許出願の非公開制度の概要（１／2）

（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律　第５章）

## 趣旨

特許出願の非公開制度を導入することにより、

- 公にすることにより国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が記載されている特許出願につき、出願公開等の手続を留保するとともに、その間、必要な情報保全措置を講じることで、特許手続を通じた機微な技術の公開や情報流出を防止。
- これまで安全保障上の観点から特許出願を諦めざるを得なかった発明者に特許法上の権利を受ける途を開く。

## 概要

### １．特許出願の非公開に関する基本指針を策定 【第65条】

### ２．技術分野等によるスクリーニング（第一次審査） 【第66条】

・特許庁は、公にすることにより国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が含まれ得る技術分野（※）に属する発明が記載されている特許出願を、内閣府に送付

※　特定技術分野（政令で指定）：核技術、先進武器技術等の中から下記３①②の観点を踏まえて絞り込んだもの

➤　第一次・第二次審査中及び保全指定中は、出願公開及び特許査定を留保

### ３．保全審査（第二次審査） 【第67条】

・「保全審査」（＝発明の情報を保全することが適当と認められるかの審査）における考慮要素

① 国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれの程度
② 発明を非公開とした場合に産業の発達に及ぼす影響　等

➤　内閣府は、審査に当たり、国の機関や外部の専門家の協力を得、また、国の関係機関に協議
➤　保全指定をする前に、出願人に対し、特許出願を維持するかの意思確認を実施

# 特許出願の非公開制度の概要（2／2）

（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律　第５章）

## 概要（続き）

**４．保全指定** 【第70条】

・「保全対象発明」を指定、出願人に通知

※ 指定の期間：１年以内。以後、１年ごとに延長の要否を判断

※ 指定の効果：

- ➤ 出願の取下げ禁止【第72条】
- ➤ 発明の実施の許可制【第73条】
- ➤ 発明内容の開示の原則禁止【第74条】
- ➤ 発明情報の適正管理義務【第75条】
- ➤ 他の事業者との発明の共有の承認制【第76条】
- ➤ 外国への出願の禁止【第78条】

**５．外国出願禁止（第一国出願義務）** 【第78条】

・日本でした２の技術分野に属する発明については、まず日本に出願しなければならないこととする第一国出願義務を規定
（特許庁に対し、該当するかどうかを事前確認可能 【第79条】）

**６．補償** 【第80条】

・発明の実施の不許可等により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償

## 施行期日

**令和６年５月１日**

# 特許出願の非公開制度　手続フロー図

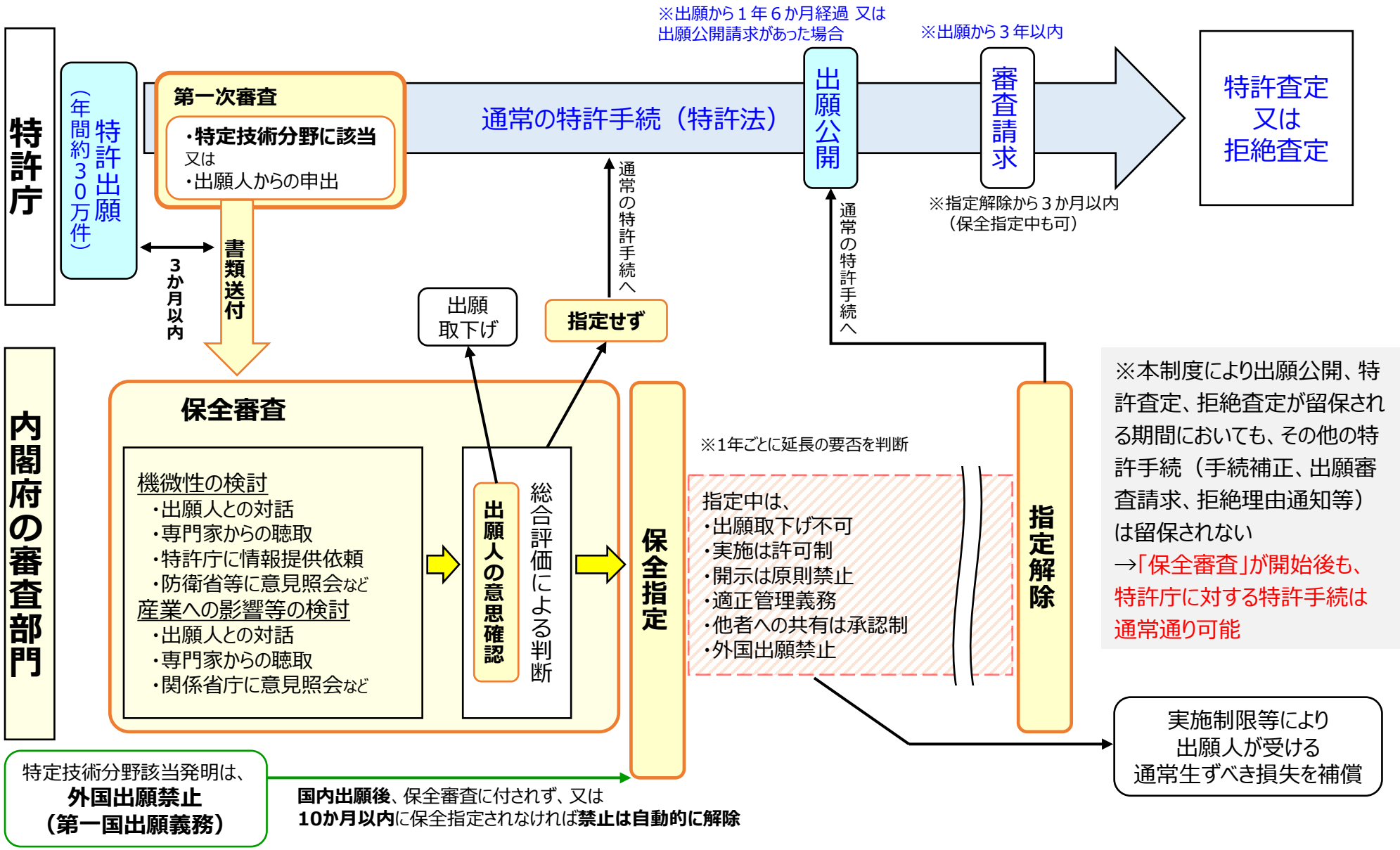


※本制度により出願公開、特許査定、拒絶査定が留保される期間においても、その他の特許手続（手続補正、出願審査請求、拒絶理由通知等）は留保されない
→「保全審査」が開始後も、特許庁に対する特許手続は通常通り可能

# 特定技術分野と付加要件の考え方

## ● 基本指針において示した考え方

**(1) 特定技術分野**の選定の考え方（第2章第1節(2)）

- **国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明**(※)が含まれ得るか

> ※ 安全保障上の機微性が極めて高いもの。具体的には、
> - 我が国の安全保障の在り方に多大な影響を与え得る**先端技術**
>
> (いわゆるゲーム・チェンジャーと呼ばれる将来の戦闘様相を一変させかねない武器に用いられ得る先端技術や、宇宙・サイバー等の比較的新しい領域における深刻な加害行為に用いられ得る先端技術等)
> - 我が国の国民生活や経済活動に**甚大な被害**を生じさせる手段となり得る技術
>
> （大量破壊兵器への転用が可能な核技術等）（第1章第2節(1)）

- **経済活動やイノベーションへの影響**

の両方を考慮し、真に保全指定の対象となる発明が含まれ得る領域を選定。

**(2) 付加要件**の考え方（第2章第2節）

保全指定をした場合に**産業の発達に及ぼす影響が大きい技術分野**については、**発明の経緯**や**研究開発の主体**等の**技術分野以外の要件**（「**付加要件**」）**を定めて絞り込み**、保全審査に付す。

(例) 当初から**防衛・軍事**の用に供する目的で開発された場合
　　**国の委託事業**において開発された場合　　等

**特定技術分野及び付加要件のイメージ**
（斜線部分が保全審査に付される範囲）

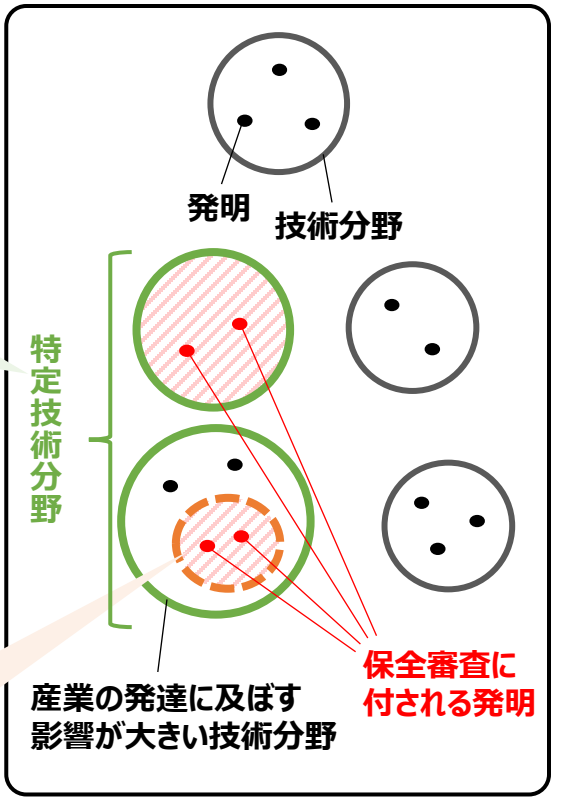

# 特定技術分野の概要

● **特定技術分野**：(1)~(25)の技術分野について、国際特許分類（又はこれに準じて細分化したもの）に従って規定。
（政令で示す国際特許分類はスライド37を参照）

**【我が国の安全保障の在り方に多大な影響を与え得る先端技術が含まれ得る分野※】**

（1）航空機等の偽装・隠ぺい技術
（2）武器等に関係する無人航空機・自律制御等の技術
（3）誘導武器等に関する技術
（4）発射体・飛翔体の弾道に関する技術
（5）電磁気式ランチャを用いた武器に関する技術
（6）例えばレーザ兵器、電磁パルス(EMP)弾のような新たな攻撃又は防御技術
（7）航空機・誘導ミサイルに対する防御技術
（8）潜水船に配置される攻撃・防護装置に関する技術
（9）音波を用いた位置測定等の技術であって武器に関するもの
（10）スクラムジェットエンジン等に関する技術
（11）固体燃料ロケットエンジンに関する技術
（12）潜水船に関する技術
（13）無人水中航走体等に関する技術
（14）音波を用いた位置測定等の技術であって潜水船等に関するもの
（15）宇宙航行体の熱保護、再突入、結合・分離、隕石検知に関する技術
（16）宇宙航行体の観測・追跡技術
（17）量子ドット・超格子構造を有する半導体受光装置等に関する技術
（18）耐タンパ性ハウジングにより計算機の部品等を保護する技術
（19）通信妨害等に関する技術

(10)~(19):保全指定をした場合に**産業の発達に及ぼす影響が大きい**と認められる技術分野 → **付加要件**を適用

**【我が国の国民生活や経済活動に甚大な被害を生じさせる手段となり得る技術が含まれ得る分野※】**

（20）ウラン・プルトニウムの同位体分離技術
（21）使用済み核燃料の分解・再処理等に関する技術
（22）重水に関する技術
（23）核爆発装置に関する技術
（24）ガス弾用組成物に関する技術
（25）ガス、粉末等を散布する弾薬等に関する技術

※ 上記(1)~(19)、(20)~(25)について、主にどちらの考え方に着目して選定したものであるかを記載。

# 付加要件一覧

● **付加要件**：①～③のいずれかに該当する発明であること。

| | |
|---|---|
| **①防衛・軍事** | **我が国の防衛**又は**外国の軍事**の用に供するための発明 |
| **②国・国研** | **国又は国立研究開発法人による特許出願**（国又は国立研究開発法人以外の者と共同でしたものを除く。）に係る発明 |
| **③国の委託等** | 以下のいずれかの適用を受けた特許出願に係る発明<br>● **日本版バイ・ドール制度**（産業技術力強化法第17条）<br>産業技術力強化法第17条第1項第1～4号に規定する条件を受託者が約する場合に、**各省庁が政府資金を供与して行っている委託研究開発（国立研究開発法人等を通じて行うものを含む。）に係る知的財産権について、１００%受託者（民間企業等）に帰属させうる（受託者が特許出願人となりえる）**こととする制度。<br>● **科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第22条**<br>**国の委託研究であって、本邦法人と外国法人等が共同して行うものの成果に係る知的財産権について、国がその一部のみを受託者から譲り受けることができる（国と受託者の共同出願となりえる）**とする制度。 |

※③の場合、**特許出願の願書に以下のような記載が必要**。

【国等の委託研究の成果に係る記載事項】

令和○年度、○○省、○○委託事業（又は請負事業）、産業技術力強化法第17条第１項の適用を受ける特許出願

# ご清聴ありがとうございました

最新情報については以下のページをご覧ください。
・内閣府HP「特許出願の非公開に関する制度」
https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html
・特許庁HP「特許出願非公開制度について」
https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/hikokai/index.html